

○我孫子市水道局公募型プロポーザル実施要綱

平成26年7月23日（水）告示第3号

改正

令和元年6月28日（水）告示第1号

我孫子市水道局公募型プロポーザル実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、水道局が発注する事業（以下「事業」という。）について、事業内容、参加資格、課題等を公表して企画提案書の提出を求め、参加者の参加資格、事業履行の適格性、参加意欲等を評価し、事業の履行に最も適した受託者を特定する公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）の実施に関し、必要な事項を定める。

（対象）

第2条 プロポーザルの実施の対象となる事業は、次のいずれかに該当するもので契約の性質又は目的が競争入札に適さない事業のうち、水道局長（以下「局長」という。）が必要と認めたものとする。

- （1） 高度な技術力又は豊かな経験を必要とする事業
- （2） 象徴性、記念性、芸術性、独創性又は創造性を重視する事業

2 前項に該当するもののうち、当該事業の予算額又は設計額が333万円を超えるものについては、次に掲げる事項について我孫子市水道局入札等審査会に諮らなければならない。

- （1） 事業概要
- （2） プロポーザルを実施する理由
- （3） 参加者の選定方法
- （4） 評価項目及び評価基準
- （5） 第4条のただし書きの規定に関する事
- （6） 第6条に規定する選定委員会の構成

（参加者の募集）

第3条 局長は、プロポーザルを実施しようとするときは、企画提案書の提出期限の日から起算して概ね14日前までに、次の事項を記載した募集要項を事業ごとに作成し、公告しなければならない。

- （1） 事業内容

- (2) 参加資格
- (3) 企画提案書の提出方法及び提出期限
- (4) 企画提案に関する質疑及び回答方法
- (5) 企画提案書の評価方法
- (6) 参加報酬及び委託料
- (7) その他必要と認める事項

2 前項の公告をしたときは、我孫子市水道局ホームページに掲載する。

(参加資格)

第4条 プロポーザルの参加者は、次に掲げる要件を満たさなければならない。ただし、第1号の要件については、事業内容に鑑み、局長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 我孫子市競争入札参加資格審査に関する規程（平成11年告示第2号）第3条第2項に規定する入札参加資格者名簿に登録された者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定による制限を受ける者でないこと又は同条第2項の規定により現に資格停止の処分を受けていないこと。
- (3) 前条第1項に規定する公告の日から企画提案書の提出期限までの間、我孫子市建設工事等請負業者指名停止要綱（平成15年訓令第8号）に基づく指名停止措置を受けていないこと及び我孫子市入札契約に係る暴力団対策措置要綱（平成27年告示第84号）に基づく措置要件該当者であると認められた者でないこと。
- (4) 前条第1項に規定する公告の日から過去6月以内に手形又は小切手の不渡りがないこと及び手形交換所による取引停止処分を受けた者にあつては、当該処分の日から2年を経過していること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者にあつては、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされていること。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者にあつては、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がなされていること。
- (7) 前条第1項に規定する公告の日から過去3月以内に市又は、水道局から契約解除をされていないこと。
- (8) 役員等（参加者が個人である場合には当該個人を、参加者が法人である場合には当該法人の役員又は当該法人の支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員

又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者でないこと。

(9) その他必要と認められる要件

(企画提案書の評価方法)

第5条 局長は、次に掲げる評価事項について、評価項目、評価基準、評価点及び評価方法を記載した評価基準表(様式第1号)を事業ごとに作成する。

(1) 経営状況

(2) 実績状況

(3) 課題に対する提案

(4) その他必要と認める事項

2 局長は、最低基準点を設定するものとする。

3 前項の最低基準点の設定及び最低基準点は、第3条第1項に規定する募集要項に記載しなければならない。

(選定委員会の設置)

第6条 局長は、プロポーザルを実施しようとするときは、事業ごとに選定委員会(以下「委員会」という。)を設置しなければならない。

2 委員会の任務は、企画提案の内容について審査し、その結果を局長に報告することとする。

3 委員会の定数は、5人以上とする。

4 委員会の委員は、市職員のうちから局長が任命する。ただし、必要に応じ、学識経験者を委嘱することができるものとする。

5 委員会に委員長を置き、発注主管課長をもって充てる。

6 委員の任期は、事業の受託者が特定するまでの間とする。

7 委員会の庶務は、発注主管課において処理する。

(参加者の選定)

第7条 委員会は、企画提案書を評価基準表に基づいて評価し、委員会に出席を要請する参加者を5者程度選定する。

2 委員会は、前項の選定において、第5条第2項に規定する最低基準点をを超えた者を参加者とする。

3 局長は、参加者が選定されたときは、企画提案書の提出者に当該提案に係る選定結果を通知するとともに、参加者に委員会への出席を要請する。

4 局長は、第1項及び第2項の規定により参加者に選定されなかった者からその理由を求められ

た場合は、書面により回答する。

(受託者の特定)

第8条 委員長は、受託者を特定するため、前条第3項の規定により委員会への出席を要請した日の翌日から起算して概ね10日以内に、委員会を開催する。

2 委員会は、参加者に企画提案の内容を説明させ、質疑応答を行って評価し、受託者を特定する。

3 局長は、前項の規定により受託者が特定されたときは、前条第1項の規定により選定された参加者に当該結果を書面により通知するとともに、我孫子市水道局ホームページにプロポーザル結果表(様式第2号)を掲載する。

4 局長は、第2項の規定により受託者に特定されなかった者からその理由を求められたときは、書面により回答する。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(平成29年3月31日(水)告示第3号)

(施行期日)

1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の我孫子市水道局公募型競争入札(建設工事)実施要綱の規定、第2条の規定による改正後の我孫子市水道局公募型プロポーザル実施要綱の規定及び第3条の規定による改正後の我孫子市水道局総合評価方式入札実施要綱の規定は、この告示の施行の日以後に公示する入札及びプロポーザルについて適用し、同日前に公示した入札及びプロポーザルについては、なお従前の例による。

附 則(令和元年6月28日(水)告示第1号)

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

評 価 基 準 表

年 月 日

評価事項	評価項目	評価基準	評価点	評価方法
経営状況				
実績状況				
課題に対する提案※				
その他				

※ 「課題に対する提案」については、評価基準に対し標準の点数（例：5段階評価の場合は3）以外の評価点を付けた場合は、次の表にその理由を記入すること。

評価項目	理由

様式第2号（第8条関係）

プロポーザル結果表

年 月 日

事業名						
評価事項	評価項目	参加者名点				
経営状況						
実績状況						
課題に対する提案						
その他（ ）						
評価点合計						
評価結果		特 定				